

## 第三章 イエズス会宣教師宛織田信長朱印状

はじめに

永禄一二年、織田信長がイエズス会宣教師に朱印状を与えていたことが、ルイス・フロイスの書翰から読みとれる。このことは、村上直次郎氏がエヴオラ版日本書翰集を翻訳したことにより<sup>①</sup>、早くから日本史研究者の間で知られている。織田信長文書を蒐集分析した奥野高広氏も、著書『織田信長文書の研究』において、信長文書の一つとして収録しており<sup>②</sup>、信長が宣教師に朱印状を与えた事実については、異論のないことと思われる。

しかしながら、朱印状自体の分析はこれまで厳密になされたことがなく<sup>③</sup>、朱印状の性格についても布教許可状や居住許可状などと評価されているが、これまた統一した見解が示されているとは言い難い。さらに史料引用についても、最近の傾向としてフロイス書翰からではなく、「日本史」からこの朱印状を引用しているものが多いが、その根拠も明確になされていない。「日本史」が引用されている理由として、村上直次郎氏によるやや古めいた訳文よりも、松田毅一・川崎桃太郎氏翻訳の『日本史』<sup>④</sup>の方が内容が平易である点、「日本史」では実際の朱印状の体裁が窺える書き方がされている点などが挙げられよう。しかし、前者について言えば、エヴオラ版日本書翰集の新訳<sup>⑤</sup>が出されている現在、それは当てはまらない。後者については、確かに「日本史」には書翰で書かれていない記載もあるが、その逆もあることを見落としている。従って、「日本史」が書翰よりも良質であるという明確な根拠は見あたらない。

そこで、本章では書翰と「日本史」を比較分析して、朱印状の内容的検討を行うこととし、あわせて同朱印状の性格についても言及する。

### 一 朱印状が出された経緯

宣教師宛信長朱印状の性格を明確にするためには、まずこの朱印状が出された経緯を確認する必要がある。

イエズス会の畿内での布教活動は、宣教師ガスパル・ヴィレラが、永禄三年（一五六〇）に將軍足利義輝から禁制を得たことにより本格的に開始された。しかし、永禄八年三好義重（義継）・松永久秀等の足利義輝殺害によって禁制が事実上無効となり、さらには伴天連追放の女房奉書が出されるに至って、イエズス会宣教師は京都退去を余儀なくされていた。堺に避難していた<sup>⑥</sup>ルイス・フロイスは、次の將軍義榮擁立に尽力した篠原長房に京都復帰を求めていたがなかなか進展せず、織田信長が足利義昭を奉じて上洛したことにより、信長に京都復帰を求めるようになった。

永禄一二年に入り、信長家臣と公方衆が堺接收のためにやって来ると、フロイスは佐久間信盛と和田惟政を訪問し、京都復帰の可能性を探った<sup>⑦</sup>。両者とも宣教師に好意的で<sup>⑧</sup>、とりわけ和田惟政はキリシタンとなった高山飛騨守・右近父子の影響もあって、宣教師の京都復帰に尽力し、さらには信長に謁見できるようにも執り成している<sup>⑨</sup>。こうした惟政の

援助によつて、京都復帰および信長謁見が実現した<sup>33)</sup>。信長への謁見で、フロイスは仏教徒との宗論や布教許可の朱印状を求めたことが書翰に記されているが、実際後日両方とも実現することとなる<sup>34)</sup>。

この時フロイスが信長から朱印状を求めた理由として、次の二つを挙げることができる。一つは、先の足利義輝の禁制が彼の死によつて無効となり、さらに伴天連追放の女房奉書が出されている状況下で京都復帰を果たすには、実力者である信長の後ろ盾が必要であったこと。もう一つは、この時期寺社等に頻繁に発給された信長文書に、宣教師が敏感に反応したと考えられることである。前者は周知のことと思うが、後者については今まで論じられたことがないので、もう少し見ていくことにしたい。フロイス書翰によれば、彼は朱印状を求める際にこのように話したと言う。

#### 【史料1】

さらに私（フロイス）は、都に自由に滞在できるための制札 (xeisat) すなわち許可状である彼（信長）の御朱印 (goxum) 「すなわち、許可状」を私に与えるよう求めました。これは私が求めうる最大の恩恵であり、この好意によつて彼の高貴と偉大さの評判が、南蛮 (Nabão) 「インド」やヨーロッパのキリスト教界のような未だ彼のことを知らない国々にもいつそう広まるでしょうと恩恵を求めました。

*Peiti lhe mais me fizesse merce de me querer mandar dar o seu goxum [i o placet provisã o] que he hum xeisat ou patente per poder estar livremente no Meaco, por esta ser a maior merce que eu lhe podia pedir, pois com estes favores muito mais se podia ampliar a fama de sua nobreza, & magnificencia ainda com as nações que deles não tinham noticia, com o era na Nãbão [India] e Christandade<sup>(35)</sup>*

このフロイス書翰の日付が六月一日（和暦五月一七日）であるから、フロイスはこの時点で既に信長の朱印状の存在を知っていたことになる。この頃、現存する信長文書からも分かるように、信長上洛後寺社などが我先にと信長からの朱印状を求めていた。イエズス会宣教師がこうした寺社の動向を看取していたことは容易に推測できよう。京都復帰を果たしたフロイスが、次期將軍の足利義昭を擁して上洛した織田信長の実力に縋ろうとしたのは、ごく自然な行動であったと考えられる。そして、彼の朱印状というものが、畿内布教において効力を発揮すると考えたのも当然の成り行きであった。このことは次のフロイスの記述によつても明らかである。

#### 【史料2】

これらの訪問（フロイスの信長訪問）は我らが都に根をはる端緒でしたが、いっそう主にして確実なのは（御朱印 (Goxum) と称する）赤い印のある信長の許可状 (patente) であり、公方様の御宣旨 (guogensi) 「命令書 (Mädado)」であるから、私たちはとりわけ信長の許可状を求め、和田殿 (Vatadono) がその交渉を引き受けました *feitas estas visitações que erão principio de nosso assento no Meaco polla principal, & mais solida cousa ser a patente do selo vermelho (que se chama goxum) de Nobunãga, & a patente, ou guogensi [Mädado] do Cubocama maxime na de Nobunãga faziamos mais istanc*

【史料2】から分かるように、フロイスは將軍足利義昭よりも織田信長の方を頼りにしていた。この時期、寺社や公家も義昭だけでなく信長の禁制も求めていたことは、実質的な権力者は將軍義昭ではなく、信長であったと判断していたことを示しており、このフロイスの記述はそのことを端的に表したものであると考えてよいだろう。宣教師は足利義輝殺害の時京都に滞在しており、將軍権力の弱体さを目の当たりにしていた。將軍義榮に至っては入京すら果たし得なかった。さらに義昭も織田信長の援助によってようやく上洛を果たせたことは、宣教師の目から見ても容易に想像がついたことであろう。その後の宣教師の書翰が義昭よりも信長に関する事柄が多く記されていることからそれが読みとれる。従って、イエズス会宣教師の行動というのは、異国人だからといって特異な行動をしているわけではない。当時の在京の者達と変わらないものであったといえるのである。

以上のことから、信長朱印状を考える上で、次の点を留意する必要がある。まず宣教師は義輝殺害によって無効になった禁制に相当するものを得たかったという点。そのため、足利義輝の禁制と信長朱印状は関連性があること<sup>(14)</sup>。もう一つは、朱印状は他の公家や寺社同様、宣教師の要請によって出されたこと。よって、宣教師宛の信長朱印状も他の信長朱印状と合わせて考えるべきで<sup>(15)</sup>、信長が特別キリスト教を優遇したなどと捉える要素はまったくないのである。

## 一一 信長文書の復元的考察

現在イエズス会宣教師宛織田信長朱印状の体裁が確認できる史料は、先に挙げたフロイス書翰とフロイス「日本史」に書かれたもので、いずれもポルトガル語に訳されたものしかなく、邦文のものは現存しない。そのため、ポルトガル語訳文から同朱印状の内容を分析していかなければならない。

最近の傾向として、フロイス「日本史」に書かれたポルトガル語訳文が引用されているが、史料価値から言えば、朱印状が出された時点で書かれたフロイス書翰の方を重視すべきである。そこで、本節では書翰に書かれた朱印状を引用し、「日本史」とも比較しながら同朱印状の復元的考察を行う。

その書翰とは、一五六九年六月一日付ベルシヨール・デ・フィゲイレド宛ルイス・フロイス書翰のことで、同書翰は一般に知られているエヴォラ版日本書翰集の他に、リスボン国立図書館所蔵書翰の二種類が現存する。ともに原文書ではないが、第一部第一章で述べたように、後者の方が原文書の体裁に近いので、後者を底本として該当箇所を引用する。

### 【史料3】フロイス書翰

予「信長」は司祭に対して都に滞在する許可を与える。司祭の家は宿舍として取られず、町の務めや義務を課さないであろう。なぜならば、予がその全てを免除するからであり、義務を課さないからである。予の領国内の何処であっても、司祭が滞在を望む所では、いかなる妨害も受けないであろう。もし道理なく害を加える者があれば、

非常に周到なる裁きを行ない、「司祭を苦しめる者を」罰するであろう。また、許可状の下方に、「真実の教えと称する礼拝堂にいるキリシタン宗団の司祭へ（とある）。

Dou licença ao padre pera estar no Miraco, & não lhe sera tomada sua casa deposedaduria, nem menos tera os officios, & obrigações da Rua, porque de tudo o ey por exemido[C]I,Evora: isento], & desobrigado, & em qualquer de meus reinos que quizer estar não recebe era nenhuma molestia, & se pola ventura ouver alguem[C]I,Evora: algum] que lhe faça alguma sen rezão muito mudamante lhe farei iustica, & darei o castigo [C]I,Evora: + ao que o agravar] em baixo na patente, Pera o padre da Christandade, na irnida que se chama a verdadeira doctrina.<sup>(16)</sup>

続いて、「日本史」収載の信長朱印状を引用しよう。

#### 【史料4】フロイス「日本史」

御朱印すなわち信長の許可状

司祭が都に居住することについては、他の領民が義務として行なうべき全てのことを免除する。我が領国の何処であれ、その望む所に滞在することを許可し、これについて妨害を受けないであろう。もし不法に彼を苦しめる者あらば、これに対して断乎処罰するであろう。

永禄という（年の）十二年四月八日、認む。

その下には、「真の教えの道と称する礼拝堂にいるキリシタン宗門の伴天連宛」とあった。

Goxuin, id est, patente de Nobunanga

Acerca de o Padre rezidir no Miraco, digo que o hei por eximido e desobrigado de todas as couzas que os outros naturaes fazem por suas obrigações, e que em qualquer de meos reinos que elle quizer estar o faça e por isso não será molestado; e se pela ventura houver algumas pessoas que injustamente o agravarem, muito clara e distintamente proverei sobre isso.

Feita aos 8 dias da 4.ª lua aos doze annos da herá chamada Yeyrocu

E em baxo dizia: Para o Padre da christandade em a hermida que se chama Caminho da Verdadeira Doutrina.<sup>(17)</sup>

両史料はほぼ同内容といえるが、若干の相違点も見られる。そこで、文書の体裁と内容の双方から比較分析していくことにしたい。

まず、日付を見ていこう。日付は「日本史」にしか書かれていない。「永禄という年の(annos da herá chamada Yeyrocu)」と書かれている点と「Abrilではなく4.ª luaという書き方がされている点<sup>(18)</sup>から、西暦ではなく和暦である。よって、朱印状は永禄十二年四月八日付のものである。

宛所は書翰・「日本史」にみられる。双方とも「真実の教え[「の道」と称する礼拝堂にいるキリシタン宗門の司祭宛 (Pera o padre da Christandade, na irnida que se chama [Caminho] a verdadeira doctrina)」<sup>(19)</sup>とある。前半部分が書かれていたかどうかは疑わしいが、後

半の「キリシタン宗門司祭宛」という箇所は、後述する室町將軍足利義輝がイエズス会宣教師に与えた禁制の宛所も「幾利紫旦那僧波阿伝連」となっていることから、信長朱印状の原文書にも同様の文言が記されていた可能性が高い。おそらく「Padre「パードレ」の当て字が書かれていたものと思われる。このことから、信長は朱印状を特定の宣教師ではなく、「イエズス会の宣教師」に宛てたのであり、奥野高広氏が「耶蘇会宣教師ルイス・フロイス宛」朱印状とした<sup>(21)</sup>のは誤りである。

続いて内容に入ろう。フロイス書翰および「日本史」から信長朱印状の内容を読み取っていくと、次の四点が書かれている。

- ① 宣教師の都滞在の許可…書翰・「日本史」
- ② 「司祭の家」は宿舎として取られない…書翰のみ
- ③ 町の務めと義務の免除…書翰・「日本史」
- ④ 他者の妨害からの保護…書翰・「日本史」

「日本史」には②が書かれていないが、それ以外は文言こそ違うものの意味は同じである。では、信長文書に②が記されていたか否かであるが、フロイス「日本史」を見ていくと、足利義昭が宣教師に与えた「制札」が次のように書かれている。

#### 【史料4】

公方様の制札 (Xeisat do Cubosama)

伴天連が、その都の住居、または彼が居住することを欲する他のいづれかの諸国、もしくは場所では、予が他の者が負っている全ての義務、および(兵士の)宿舎とすることから彼を免除する。もし彼を苦しめようとする悪人があれば、その行いに対して処罰されるであろう。

永祿という(年の)十二年四月十五日認む<sup>(22)</sup>。

Xeisat do Cubosama

Acerca do Padre rezidir no Miaco ou em qualquer reino e logar onde quizer habitar, o hei por eximido de todas as obrigações e apouzentadarias a que os outros são obrigados, e se pela ventura houver algumas pessoas danadas que o quizerem avexar, receberão o castigo do pecado que nisso fizerem.

Feita aos 15 dias aos da 4.<sup>a</sup> lua aos doze annos da hera chamada Yeyrocu.<sup>(22)</sup>

【史料4】を見ると、先の信長朱印状にあった②③④が書かれている。そしてフロイス書翰の方には、義昭の「制札」は「信長のものという意味と文言において相違はない(a patent e do Cubugama, que quasi nada discrepa no sentido, & palavras da de Nobunanga)」<sup>(23)</sup>とあることから、信長朱印状にも②が書かれていたことが証明される。

では、邦文ではどのように書かれていたのであろうか。前述のように、残念ながら邦文の同朱印状は現存しないが、イエズス会宣教師宛足利義輝禁制からおおよその文言を推測することができる。義輝の禁制を引用しよう。

#### 【史料5】<sup>(24)</sup>

禁制

幾利紫旦国

僧波阿伝連

一、甲乙人等乱入狼藉事、

一、寄宿事、付悪口事、

一、相懸非分課役事、

右条々、堅被停止訖、若違犯輩者、速可被処罪科之由、所被仰下也、仍下知如件

永禄三年（二月二日）

左衛門尉藤原

对馬守平朝臣

この文書を見ると、信長文書と内容が酷似していることが分かる。信長文書の②は「寄宿事」、③は「相懸非分課役事」、④は「甲乙人等乱入狼藉事」に該当する。義輝禁制のポルトガル語訳文を見ても、それぞれ②「(司祭)の住居を兵士たちが宿舍として徴発してはならぬ」と (que a caza onde elle estivesse não pudesse pelos soldados ser tomada d'apou zentadaria)」、③「(公方様)が、(司祭)に賦課とか見張番、その他の義務を免除する」(que o desobrigasse de correr com as imposições, vigias e outras muitas obrigações)」、④「何びとも伴天連を非難したり虐待してはならない (que não fizessen descortezias e mau tratamento ao Padre)」とあり<sup>83)</sup>、義輝の禁制、義昭の制札、信長の朱印状は同内容のものであったことが読みとれる。従って、義輝の禁制が三ヶ条であることから、信長の朱印状も同様に三ヶ条であったとの推測が成り立つ。

では、信長文書①の部分、宣教師の都滞在の許可に関する文言は書かれていたのであるうか。書翰・「日本史」ともに朱印状に書いてあったように記されているが、義輝禁制・義昭制札にそうした文言がない点と、書翰・「日本史」ともにフロイス自身が注釈を加えながらポルトガル語文に訳している点から、①に当たる文言は原文にはなかったと考える方が自然であろう。ただフロイスが信長と対面した際、信長がこのように発言した可能性は十分にある。しかし、これも後述するように都の滞在許可であったかどうかは疑問である。

最後に、「もし道理なく害を加える者があれば、非常に周到なる裁きを行い、司祭を苦しめる者を罰するであろう」という部分である。これはフロイス自身がポルトガル語訳する際に補った箇所があると考えられるが、その文言は禁制によく見られる「於違犯之輩者、速可厳科者也」といった表現が記されておったと思われる。

まとめると、文書名は「永禄二年四月八日付、イエズス会宣教師宛織田信長朱印状」となり、その内容は、寄宿の禁止、町の務めと義務の免除、他者の妨害からの保護の三ヶ条からなり、その違反者は厳罰に処すという、この時期多く出された禁制と同じ内容のものであった。

### 三 朱印状の性格

イエズス会宣教師宛織田信長朱印状の復元的考察を行ってきたところで、本節では同朱印状の性格について考えていくことにしたい。

この朱印状は、古くからキリスト教の布教許可状であると捉えられてきた経緯がある<sup>35)</sup>。これに対して、村井早苗氏は布教許可状とすることに異を唱え、居住許可の朱印状とすべきことを主張している<sup>36)</sup>。布教許可か、それとも居住許可であるかは、同朱印状の性格を考える上で重要な問題であるが、村井氏の指摘以降、特に詳細な検討もなされず、無批判にいずれかの呼称が用いられている観が否めない。しかも、これまでの主張は、宣教師側の立場に立った信長朱印状の評価であって、朱印状自体の様式などについてはほとんど触れられていない。本来ならば、古文書学的見地からは何に該当するのかという点と、また宣教師たちはこれをどう捉えていたのかという点の双方から、同朱印状の性格を分析しなければならぬ。むろん、この二点を混同して議論すべきではないし、まして一方のみの見解で同朱印状を評価するのは、論外というほかない。

そこでまず、この信長朱印状を古文書学的見地からみていくと、前節で明らかにしてきたように三ヶ条からなる禁制の形式をとっていた可能性が高い。その内容も邦文史料が存在しない以上断定することはできないものの、唯一邦文で現存する足利義輝禁制とほぼ同じであったとみて良いことは既に述べてきた通りである。さらに述べれば、イエズス会宣教師宛の足利義昭の文書も同様に禁制であり、以上の三文書は同内容・同形式のものであったと評価することができる。

また、信長に限定するならば、同文書は信長が永禄一一・一二年に畿内で発給した一連の禁制の一つとして位置づけるべき文書といえる。従って、このイエズス会宣教師宛の禁制をもって、信長がキリスト教やイエズス会を特別優遇したと評価して、同文書と他の信長文書の間に差を求めるのは誤りである。それよりも、我々が注目すべきなのは、この時期信長が発給した多くの禁制の中に、キリスト教宣教師宛のものが含まれていたという事実である。しかし、このことをどう評価するかは、あまりに難しい問題である。確かに、外国人の宣教師に寺社と同様の禁制を与えたことを高く評価することも可能ではある。そして、突き詰めていけば、やはり信長はキリスト教を優遇していたとの見解に至ることもできよう。しかしながら、クリンタン史の研究成果からみても、積極的にキリスト教布教に協力した大村純忠や大友宗麟などとは違い、信長は宣教師に好意的であったとしても、宣教活動に積極的だったという記述はイエズス会の書翰にすら見られない。この時期信長が寺社宛の禁制も多数発給していることを考えれば、やはりキリスト教に対して特別な計らいがあったという構図は浮かび上がってこない。高瀬弘一郎氏は先の足利義輝禁制に対して、幕府は宣教師を特別視していたわけではなく、日本に数ある宗教にもう一つ加わっただけとの評価をしているが<sup>37)</sup>、信長の朱印状に対しても氏の評価が当てはまるのではなからうか。

そもそもこの禁制は宣教師側からの要請で発給されたのであり、その点に鑑みれば、織田権力に従順な勢力（この時期イエズス会が畿内で勢力を張っていたとは到底言えないが）には寛容な態度を示すという、信長の姿勢を見ることができているのではないだろうか。信長のキリスト教に対する姿勢も、イエズス会が織田権力に反抗的な集団ではなかったため、好意的なものとなり、禁制が発給されたものと考えられる<sup>38)</sup>。つまり、宣教師に朱印状を宛てた信長の意図は、宗教政策とは言えないまでも、イエズス会に限らず織田権力に従順な

勢力に対して禁制を与え、一定の保護を行ったというものであったといえる。そこにキリスト教を特別視する信長の姿勢はない。

それでは、肝心のイエズス会宣教師達はこの朱印状をどう理解したのか。すでに述べてきたように、キリシタン史研究では同朱印状を信長の布教許可状あるいは居住許可状と評価してきた。イエズス会宣教師の書翰を読んでいくと、確かに戦国領主からこういった文書を手に入れると、宣教師達はある時には布教を認める許可状であると言い、またある時には領内の滞在を認める許可状であると説明している<sup>33)</sup>。つまり、將軍や大名等が与えた文書には、居住許可状と布教許可状の二種類の文書があると宣教師は理解していたと考えられる。

では、信長の朱印状をイエズス会宣教師はどう捉えていたのであろうか。フロイスの書翰を見ると、信長の朱印状を「許可状 (patente)」と書き記しており（【史料2】参照）、その許可の内容は、【史料3】の冒頭に記されているように、「都滞在のための (para estar no Miaco)」許可であったとする。estarは「滞在する」と訳せる語句であるので、フロイスは宣教師宛信長朱印状を都での「滞在するための」「許可状」、すなわち「滞在許可状」あるいは「居住許可状」であったと理解し、同僚に伝達したのである。従って、布教許可状か居住許可状かという議論は、村井早苗氏の指摘通り、後者が正しいことがイエズス会書翰から裏付けられるのである。

この点に関連して、清水紘一氏は、室町將軍は京都居住認可権を保有しており、それは佐藤進一氏の明らかにした幕府の京都市政権が根拠となっているという。そして、幕府は一五世紀の終わり頃、王朝・本所の旧勢力から刑事・民事の裁判権や土地所有権・商業課税権を勝ち取り、その正当性を王朝勢力に承認させていたとする<sup>34)</sup>。清水氏も織田信長朱印状と足利義昭「制札」を京都居住許可状として評価していると思われるが、そうした権限を室町將軍が有しているとすると村井氏の見解から一步論を進めている。

フロイス書翰を見ると、以下引用するように、確かに京都に滞在させたり、追放させたりすることは將軍の権限であることを、足利義昭がフロイスに伝えた記事が記されている。

#### 【史料6】

「以下、義昭の発言部分」「内裏に伝えよ。誰かを（都に）入らせるか、あるいは追放するかについては、陛下の問題ではなく、これは予に属することである。予は伴天連に対して、都のみならず、日本諸国の何処であっても、望む所に滞在できる許可状を与えている。彼を追放する理由がない以上、そのようにしないつもりである。また、これに加えて、伴天連は同じく自由を与える信長の許可状も得ている」<sup>35)</sup>

dizei ao Dairi, que de sua Magestade não he admitir, ou lancar a ninguen fora, antes isto toca a mim. Eu tenho dado patente ao padre pera não somente estar no Meaco, mas [tambem] em qualquer parte dos Reinos de Iapão que elle quiser, & por não aver causa de o deitar fora, o não determino de fazer, ajudando se tambem a isto ter o padre tambem patente de Nobunanga, em que lhe da as mesmas liberdades.<sup>36)</sup>

しかしながら、この一節をもって將軍に京都居住認可権があったとするのは少し難がある。この一節は足利義昭の会話の中で発せられたものである。会話では時に誇張して



話されることがあり、これはよく言われるフロイスの誇張癖というよりは、誰にでもあり得る表現である。この箇所も義昭とフロイスがオーバーに表現した可能性が充分考えられる。氏は必ずしもこの一節をもって將軍が京都居住認可権を保有する論拠と明示しているわけではないが、この部分を根拠に京都居住認可権が將軍にあったとするのは不十分と言わなければならない。しかも、邦文で現存する足利義輝の禁制には、京都居住認可権を窺わせる文言はなく、義輝の禁制と類似する織田信長朱印状や義昭の「制札」に京都居住認可権を示す文言が書かれた可能性は低い。もちろん、イエズス会宣教師を京都に復帰させ、それに対して一定の保護を与えたことは朱印状や「制札」からも読みとれ、フロイスが京都に居住し、布教に対する障害がなくなったと見るのは理解できる範囲である。しかし、それをもって、將軍に京都居住認可権があったとする根拠にはならない。フロイスがこの朱印状をどう理解したとしても、文書自体は禁制そのものなのである。朱印状や「制札」に対するフロイスの理解を、そのまま歴史事実と混同して位置づけた観が否めない<sup>(34)</sup>。

そもそも、信長や義昭が滞在を許可した地域が実は不明確なのである。前述のように、フロイス書翰では朱印状が京都の滞在を許可したものであったことが明記されてはいるが、【史料3】【史料4】を見ると、諸役免除の対象が信長の領国内ならば宣教師の望む所すべてと読みとることができる。また、フロイス書翰の後半部分の記述を見ると、

#### 【史料7】

「日乗がイエズス会宣教師を追放するよう信長に求めたことに対して（筆者注）」信長は笑いながら、「予は汝の肝がこうも小さいことに驚いている。予はすでに彼（宣教師）が都に滞在するのみならず、何処の国にも自由に赴くための許可状を与えており、公方様も同様であるので、彼を追放するつもりはない」と答えた<sup>(35)</sup>。

Respondeo lhe Nobunanga rindosse espantome de vos terdes tão piqueno coração: não o e y de deitar fora, porque lhe tenho ja dada patente minha, & o Cubucama a sua, para não s omente estar no Meaco, mas em qualquer reyno que lhe vier a vontade.<sup>(36)</sup>

とあるように、信長朱印状と義昭制札は京都のみならず、領国の全ての領地に対して滞在することを許可したものであるとフロイスは記している。前掲の【史料6】にも同様のことが書かれている。よって、同朱印状の効力が及ぶ範囲が京都に限定したものと断定できず、信長領国内という可能性も残しているのである。現存する史料が限られていることから、これ以上は明らかにし得ないが、フロイス自身の勝手な解釈という可能性が残る以上、厳密には同朱印状を京都・滞在許可状と断定することはできない<sup>(37)</sup>。

ともあれイエズス会宣教師にとっての信長朱印状は、彼らが京都での宣教活動をする際に、その地域の実質的な支配者信長が宣教師の滞在を許可し、それについて何の妨害を受けないことを保証した滞在許可状であったと評価できる。足利義輝殺害以降、堺に逃れ、京都復帰を願いながら、ようやく実現したフロイスからみれば、たとえそれがこの時期多数発給された信長の禁制の一つであっても、京都滞在を保証された許可状であると認識したのはごく自然な理解であったといえるだろう。

以上のように、朱印状を発給した信長と受給したイエズス会宣教師側では、同一文書に対する理解に差異があるといつてよい。これまで双方の理解を踏まえ、ただ居住許可状

であるとか布教許可状であると伝達してきた。その結果、同朱印状はこれまでの古文書にはみられない特殊な文書であるかのような印象を与えてしまっていた。しかし、朱印状の実態は古文書学でいうところの禁制であったのであり、滞在許可状であるというのはあくまで宣教師側の理解に過ぎないことを、我々は念頭に置かなければならない。そして、この点を踏まえた上で、イエズス会宣教師宛信長朱印状を扱う必要がある。

## おわりに

イエズス会宣教師に宛てた織田信長朱印状について、史料の考察を加えてきたが、本章の結論を整理することにした。

この信長朱印状自体は早い段階から紹介され、その存在自体は研究者の間で認められてきたが、本章の分析の結果いくつかの点が訂正されることとなった。一つは信長朱印状の文書名である。同朱印状は信長がフロイスに渡したことから、従来フロイス宛信長朱印状と称されてきた。しかし、宣教師側の記録を見ても宛所に個人名が書かれた形跡はなく、また同内容である足利義輝の宣教師宛禁制にも個人名が書かれていないことから、単にイエズス会の宣教師に宛てた朱印状であった。従って文書名は「永禄一二年四月八日付、イエズス会宣教師宛織田信長朱印状」とする方が正確である。

二つ目は、朱印状の内容はについてである。寄宿の禁止、町の勤めと義務の免除、他者の妨害からの保護の三カ条が書かれていたことがフロイス書翰から読みとれる。よって、この朱印状は、この時期信長が多数発給した禁制の一つであったと評価することができる。なお、同朱印状の引用にフロイス「日本史」が用いられることが多いが、これには書翰に見られる三カ条のうち、一ヶ条が書かれていない。そのため、朱印状の内容から言えば、フロイス書翰の方がより同朱印状の原文に近い。従って、無批判にフロイス「日本史」を利用する昨今の研究状況は改めるべきである。

以上の信長朱印状の復元的考察を行った上で、同朱印状の性格について検討した。イエズス会宣教師側はこの朱印状を得たことにより、京都での居住が保証されたものと理解し、今後自由に布教が行えることを期待している。しかしながら、この文書自体は布教を許可するものではないことを宣教師自身も知っており、彼の書翰にもそうした記述は一切ない。よって、従来の研究史で布教許可状とした見方は改めなければならない。居住許可状あるいは滞在許可状と宣教師が認識していたとしなければならぬ。一方、発給者側の信長は、布教許可状とも滞在許可状とも考えておらず、寺社に多数発給していた禁制の一つとして宣教師に与えていたに過ぎなかった。それを受給したフロイスが滞在許可状と理解し、書翰や「日本史」に書き記したのであり、両者にこの文書に対する理解が異なっていたのである。

これまで、双方の朱印状に対する理解の差異を踏まえずに、フロイスの記録をもとに布教許可状であるとか居住許可状であるとか評価してきた。その結果、この朱印状は特殊な文書として評価されてしまい、古文書学や戦国史あるいは織豊期研究の研究蓄積と、キリシタン史のそれとの間にギャップが生じ、双方の研究成果の共有が果たせずになっていた。本来、信長朱印状の内容と、宣教師がそれをどう理解したのかは全く別の事柄であり、その点を

意識してこの文書を扱わなければならない。奉行人奉書と信長の副状の關係論を論じるなど、信長朱印状の様式を踏まえた分析を行うならば、当然古文書学的見地から禁制としてこの朱印状を扱わなければならない。しかし、それをフロイス等イエズス会宣教師は滞在許可状と理解したのであり、この文書の性格を多角的に理解するならば、本章で論じた古文書自体の性格と西欧人の認識といった双方の見解を踏まえた上での議論をしていく必要がある。

すなわち、この朱印状は宣教師にとっては畿内布教を円滑に進める上での重要な許可状であったが、信長はイエズス会を多数の寺社の一つとして禁制を与えたに過ぎなかった。双方の観点から、この信長朱印状を見るならば、この朱印状をもってイエズス会を特別優遇しているとはいえないことが読みとれるのである。ならば、その後の信長のイエズス会に対する動向についても、従来言われているような、イエズス会を特別保護したような見解は改めていく必要がある。

実際、この朱印状が出された後、正親町天皇が伴天連追放の綸旨を出す、それに対して信長はこの綸旨に一任すると発言する。一任するということはすなわち先の信長朱印状を無効にするに等しい。これまで、この点についてあまり注目されておらず、村井早苗氏の「一定の敬意」という評価程度しか示されていない<sup>⑧</sup>。それよりも綸旨が出されてもイエズス会がなお京都滞在が許され、信長がそれを認めていたことを高く評価し、織田権力の強大さを示す説の方が多い。しかし、本章で論じてきたように、イエズス会に対して信長は特に優遇していたわけでもなく、また天皇ないしは朝廷に対して信長自身の権限を行使していたわけでもない。ならば、永禄一二年に起きた宣教師の京都滞在をめぐる一連の出来事についても再論の余地を残しているといえよう。その点についての詳細な検討は章を改めて行うが<sup>⑨</sup>、本章で明らかにした朱印状の性格を踏まえて議論することによって、畿内キリシタン史および永禄年間段階の織田権力の実態をより正確に把握できるものと考えられる。